

鎌倉芸術館利用料金の減免基準

令和6年(2024 年)4月1日

第 1 条(減免率)

- (1) 公益財団法人鎌倉市芸術文化振興財団が自らの主催する市民のための芸術文化の振興を図るための公益事業に使用するとき。100%
- (2) 公益財団法人鎌倉市芸術文化振興財団が自ら主催する市民のための芸術文化の振興を図るための収益事業に使用するとき。30%
- (3) 指定管理者が共催する市民のための芸術文化の振興を図るための収益事業(法人税法に該当する事業)に使用するとき。30%
- (4) 鎌倉市が全額出資する公益法人(公益財団法人鎌倉市芸術文化振興財団を除く。)が自らの催し等のために使用するとき。30%
- (5) 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 22 条に規定する市内の社会福祉法人又は市内の福祉活動を行っている団体(鎌倉市が財政援助している団体に限る。以下「福祉活動団体」という。)が自らの催し等のために使用するとき。30%
- (6) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する市内の学校若しくは幼稚園又は児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条に規定する市内の保育所(以下「市内の学校等」という。)が自らの催し等のために使用するとき。30%
- (7) 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 10 条に規定する市内の社会教育関係団体(鎌倉市が財政援助している団体又は当該団体に加盟している団体に限る。)が自らの催し等のために使用するとき。30%
- (8) 主に 18 歳未満の人が構成員の市内の芸術文化団体がその活動に利用するとき。30%
- (9) その他指定管理者が必要があると認めたとき。30%
- (10) 駐車場利用料は、指定管理者が特に必要があると認めた時を除き、減免しない。

第 2 条(減免対象)

- (1) 上記、第 1 条(1)～(9)の内、減免対象は以下のとおりとする。
 - 広く市民等を鑑賞者・聴講者の対象とした催し(発表会、講演会等)で、利用する場合とする。
 - ただし利用者が、第 1 条(4)の福祉活動団体、又は第 1 条(5)の市内の学校等の場合は、対象となる鑑賞者・聴講者が関係者のみであっても減免対象とする場合がある。
- (2) 減免対象となる施設、付属設備等は以下のとおりとする。
 - ア 催し開催日に催し会場として利用する施設
 - イ アの施設に付随して利用するホールの楽屋、ギャラリーの主催者控室
 - ウ 催し開催日の前後日の準備または後片付けで利用するギャラリー
 - エ ア～ウの付属設備利用料金及び入場料加算

利用料金の一部を免除する場合、利用料金の減免額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、減免後の利用料金の 10 円未満の端数を切り上げる。

鎌倉芸術館利用料金の免除基準
(別紙)

第 1 条(8)の運用にあたって

第 1 条(8)の運用

第 1 条(8)に規定する「主に 18 歳未満の人が構成員の市内の芸術文化団体」は、以下の事項に全て該当する団体が、自らの催しとして芸術文化事業を実施するときとする。

なお、ここでいう芸術文化事業とは原則として鎌倉芸術館での発表活動又は練習活動等が想定される内容とする。

ア 1 年以上継続している活動を行っている市内の芸術文化団体

イ 概ね 10 名以上が参加する団体で、その構成員のうち半数以上が 18 歳未満であり、かつ四分の三以上が市内居住者、市内に所在地のある学校等の在学者または事業所等の勤務者である芸術文化団体

ウ 原則として不特定多数の者が参加できる芸術文化団体

第 1 条(9)の運用にあたって

第 1 条(9)の運用

第 1 条(9)に規定する「指定管理者が必要があると認めたとき」は、以下の事項に全て該当する団体が、自らの催しとして芸術文化事業を実施するときとする。

なお、ここでいう芸術文化事業とは原則として鎌倉芸術館での発表活動又は練習活動等が想定される内容とする。

ア 1 年以上継続している活動を行っている市内の芸術文化団体

イ 概ね 10 名以上が参加する団体で、その構成員のうち四分の三以上が市内居住者又は市内に所在地のある事業所等の勤務者である芸術文化団体

ウ 原則として不特定多数の者が参加できる芸術文化団体

第 1 条(10)の運用にあたって

第 1 条(10)の運用

第 1 条(10)に規定する「指定管理者が必要があると認めたとき」は、次のとおりとする。

ア 鎌倉市の公用車が利用するとき

イ 身体障害者で通常移動の手段を車両に依存している者が利用するとき

(身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳を有する)

ウ 鎌倉市広報取材メディアセンター登録社が鎌倉芸術館において取材のために車両を利用するとき

エ 大ホール利用者が使用にあたって必要な 7 台分までの車両を利用するとき

オ 小ホール利用者が使用にあたって必要な 4 台分までの車両を利用するとき

カ ギャラリー利用者が使用にあたって必要な 1 台分までの車両を利用するとき

キ 指定管理者が事業の実施及び設備の管理運営にあたって必要な車両を利用するとき

ク 警察署長が市の関連催事のために来館するとき

第 2 条(1)の運用にあたって

第 2 条(1)の運用

第 2 条(1)に規定する催事を実施する上で、広く参加者、鑑賞者等を募ることが支障となる可能性があるなど、諸般の事情により、関係者のみの催しとする場合は、催事内容を確認の上、減免対象と認める場合もある。

(例：バレー催事において、不審者対応を目的とし、関係者のみの入場とするとき)